

慰安婦問題

「制度責任者」を告訴へ

韓国の団体 国際法違反に焦点

朝鮮人元慰安婦の補償要求運動を支援している韓国の有力な女性団体「韓国挺身(ていしん)隊問題対策協議会」は二十七日、日本の植民地支配下での慰安婦制度にかかわる「責任者処罰」を求めて、元慰安婦数人と同協議会が二月初めにも東京地検に告訴・告発状を提出することを明らかにした。元慰安婦側が刑事的な責任を問うのは初めて。捜査に発展する可能性は小さいが、当事者らは、国内外の世論に弾みをつける運動、と位置づけている。

今月来日した挺対協幹部、李美卿(イ・ミギョク)さんによると、元慰安婦数人が告訴状を、挺対協が告発状を出す。相手は「氏名未詳者、多数」、罪状は「(国際法上の)戦争犯罪、人道に対する罪」と

する。日本の弁護士数人も立ち会おう予定という。

挺対協などは、日本政府が元慰安婦に対して「補償に代わる措置」を表明していることについて、「慰労金のような形でいいまいな

は、戦争犯罪だった事実を認めない立場の反映。カネの問題が前面に出ている現状を修正し、責任の所在を明らかにしなければならぬ」と主張している。

「強制労働に関する条約」(一九三〇年採択)などを挙げては、「責任者処罰」の要求は、国連の最近の論議との連動をねらった運動でもある。昨年の国連人権小委員会では「賠償には責任者処罰が含まれ、国際法上の義務に違反すれば賠償の義務が生

じる」との研究報告書が決議されている。告訴・告発が受け入れられない場合、「不処罰」を理由にした国家賠償請求訴訟などに発展させていく考えだという。

「過去に耳にしたことがない」といい、法律の専門家らも、国内法に基づかないことを理由に、受理は微妙とみている。

国内の市民団体からは共鳴する声が多い一方で、疑問も投げかけられている。元慰安婦が個人補償を求め、て日本政府を訴えている訴訟の原告代理人、高木健一弁護士は「告発の対象も明確でないし、国民的理解が得られるか、疑問もある。戦争犯罪に対しては、民事的な責任を問うことによる個人補償の実現を目指すべきだ」と話している。